

TOKIWAファンタジア2025
イルミネーション装飾業務 仕様書

1. 業務名

TOKIWAファンタジア2025イルミネーション装飾業務

2. 業務の目的

今年で18回目を迎えるときわ公園（以下「公園」という。）の冬の夜を彩るイベント「TOKIWAファンタジア（以下「イベント」という。）」を充実させ、ときわ公園開設100周年を祝うとともに、公園のさらなる魅力創出を図り、広域からの誘客の強化につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和8年1月30日（金）まで

4. 業務の内容

ア 委託期間

①準備期間 契約締結日～令和7年11月22日（土）まで

ただし、令和7年11月14日（金）までに発注者立ち合いにて点灯確認を実施すること。

②実施期間 令和7年11月23日（日・祝）～令和8年1月12日（月・祝）

※12月31日（水）、1月1日（木・祝）は休園日

入場時間 17:30～21:30（最終入場21:00）

点灯時間 17:30～21:30

③撤去期間 令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）

※上記の期間に変更が必要な場合は別途協議の上決定する。

イ 設営区域 ときわ遊園地（以下「会場」という。）（別紙1参照）

ウ 成果指標目標値及び支払い基準

【委託料総額】

40,000,000円（税込）以内

内訳 最低保証額：契約金額 － 2,000,000円（税込）

成果報酬額：2,000,000円（税込）上限

【成果指標目標及び成果報酬額】

- ・成果指標については、実施期間中の来場者数とする。
- ・発注者からの成果指標の評価結果に係る通知を受領後、請求書を提出すること。

成果指標の評価基準	契約金額から減額する金額
成果指標を満たす場合 (75,000人以上)	0円
成果指標を満たさない場合 (50,001人～75,000人)	80円× (75,000人－入園者数)
成果指標を満たさない場合 (50,000人以下)	2,000,000円

※参考 TOKIWAファンタジア2024実績（別紙2参照）

（TOKIWAファンタジア2025の開催状況を保証するものではない）

エ 業務内容

（1）TOKIWAファンタジア2025企画書の作成

企画書は、「ときわ公園開設100周年」にちなんだ内容を盛り込むこととし、かつ会場が遊園地である特色を活かして作成すること。

特に下記①～⑤には留意して作成すること

※来場者目標：75,000人

①テーマ・コンセプト（以下「テーマ」という。）を設定すること。

テーマの設定では、独創性のある世界観を構築し、何度も見に来たくなるような、話題性やインパクトを考慮して設定すること。

②テーマに基づいた装飾・演出を企画すること。

企画では、来場者の強い興味をひき、再訪を促す集客性を考慮するとともに、会場全体を活用すること。

ただし、下記条件を企画に盛り込むこと。

【必須条件】

- ・別紙1の①、②については、イベント会場の入場口に相応しい、かつ来場者の安全灯としての役わりを兼ねた企画とすること。

【任意条件】

- ・別紙3に記載する発注者所有オブジェを使用した企画。使用する場合は具体的な設置箇所を配置図にて図示すること。

（テーマの妨げとなる場合は企画提案不要）

③イベントの象徴となるショーを設けること。

光と音で躍動するショーを時間限定で実施し、有料イベントとしての価値があるものとする。

【演出時間】点灯時間内で複数回上演すること。

【演出方法】照明機器の効果的な使い方や色表現を工夫し、音楽と連動して演出すること。

照明機器例：イルミネーション、プロジェクションマッピング、ドローン等

【楽曲数】メイン1曲以上、インターバル1曲以上を用いて構成すること。
(使用する楽曲は任意とするが、テーマに基づくこと)

【その他】開催期間中に1回以上は、ショーの内容を変更するなど、何度も見に来たくなるような演出とすること。

④来場者が参加可能な体験型の要素を企画すること。

(来場者が参加・体験可能なイルミネーションの使用のほか、パレード等の参加型の催し物の企画も可)

⑤広報素材の作成

ポスター、チラシ、PR 動画作成等の広報物に使用するイメージ画像もしくはデザインの作成。

作成にあたっては、イベントの象徴となるものを複数提示すること。

また、イベント期間中の関連催事用 POP や、入場チケット等へのデザイン流用も考慮したデザインとし、用途に合わせたデザイン修正も行うこと。

(別紙2 参照)

(2) 配置図、施工計画書等の作成

企画書に基づく配置図及び施工計画書(以下、「計画書」という)を作成すること。配置図は、設置物のサイズ、数量、仕様、画像等を可能な限り記載し、具体性を持たせること。

(3) イルミネーション等の設置・撤去

①企画書に基づき会場を装飾すること。なお、電球及び機器等は受注者が準備・保有するものを活用すること。調達の方法は購入、リース等のいずれも可とする。また、使用する電球及び機器等については、発注書、納品書、領収書等の挙証資料を保管し、見積書及び請求書との整合性が取れるようにすること。

※挙証資料の作成が困難な場合は納品物の数等がわかる写真でも可とする。

②仮設電源の引き込みが必要な場合は引き込み工事を行い、施工費用は受注者が負担すること。また、配線図を作成し、所定の期日までに提出すること。

③設置期間中は、歩行者や公園管理車両の往来に注意し、十分な安全策を講じ

て作業を行うこと。また、装飾や配線は、歩行者や通行車両の妨げとならないよう設置すること。

④設置物の落下、転倒、被害等が出ないように受注者責任のもと、十分に注意（特に強風対策）をして設置を行うこと。また、装飾品の延焼防止や漏電の防止など安全対策を講ずること。

⑤設置物は、発注者が指定する時間で自動点灯及び消灯が可能な仕様とすること。ただし、必要に応じて、任意の時間でショーの上演、点灯及び消灯が変更可能な仕様とすること。

※変更が生じる事例：テレビ中継、メディア取材、点灯式など。

※休園日（12月31日（水）、1月1日（木・祝））は消灯。

⑥設置後は、令和7年11月14日（金）までに、発注者立ち合いのもと点灯確認を行うこと。発注者から指摘があった場合は、即座に改善を図り、令和7年11月21日（金）までに、再度、点灯確認を行うこと。

（4）実施期間における保守管理等

イベント実施期間中は、専門スタッフを会場内に常駐させ、下記①～④の業務について対応すること。

①実施期間中は定期的に会場内を巡回し、設置物の保守管理を行うこと。

②荒天後や催し物前、テレビ中継等、発注者が必要と判断した際は、定期的な保守管理とは別に点灯時間前に巡回を行うこと。

③発注者が必要とした場合、任意の時間でのショーの上演、点灯及び消灯操作について対応すること。

④実施期間中に、不点灯電球や漏電トラブルが発生した場合には、すみやかに発注者に報告し、迅速にその対応を行うこと。なお、復旧に時間を要す場合には代替策を講じてイベントの質を保つこと。

※異常の有無に関わらず日毎に保守管理表の提出を行うこと。（任意様式）

（5）設置物の撤去

①実施期間終了後は設置したものをすべて撤去し、原状復旧を行うこと。

②産業廃棄物については、受注者が適切に処分すること。

（6）実績報告

事業終了後に、実績報告書を速やかに提出すること。

なお、実績報告書に記載すべき事項は次のとおりとする。

①作業状況

会場設営・撤去の作業状況が分かる書面（写真を用いること）

特に配置図に記載された設置物については、設置場所・設置数が分かるよう

に記載すること。

②企画書に基づき実施した内容

③保守管理状況

設置物の保守管理・トラブルの対応記録簿

(7) 事故発生に備えた対処

①万一の事故発生に備えた体制等を提案すること。

②受注者が設置した物については、受注者の責任において損害賠償責任保険に加入するものとし、保険の経費は受注者の負担とする。

③万一事故が発生した場合は、受注者の責任において処理すること。

④既設工作物等に破損事故等発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任においてただちに復旧処理すること。

(8) その他

①騒音・光害等、近隣住民に配慮すること。

②演出及び BGM 等に使用する楽曲等については、著作権等に配慮すること。

なお、著作権等の調整が必要な権利関係が存在する場合、受注者は権利所有者等と必要な調整を行うこと。

③著作物の使用にあたって使用料等が必要な場合は受注者の負担とする。